

豊川市における空き家等の対策に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、豊川市内における空き家等対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、豊川市内の空き家等に関し、発生の未然防止、流通・利活用、適正管理等の総合的な対策を推進することで、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空き家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空き家等の所有者又は正当な権限に基づく管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空き家等の適切な管理に関すること。
- （2）空き家等の利活用の促進に関すること。
- （3）所有者等による前2号の取組に必要な情報の発信に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（業務の委託）

第4条 乙は取り組む事項のうち、乙の提携する関連団体に対して業務の委託ができるものとする。

（情報の共有及び発信）

第5条 甲及び乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり、情報の共有及び発信に努めるものとする。

（甲が主体となって取り組む事項）

第6条 甲は、第3条の取組事項の実施に関し、市広報・ウェブサイト・チラシ等による啓発に努めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第7条 乙は、第3条に掲げる取組事項として甲が作成するチラシ等について、甲に対して配布先の提供・紹介等の協力をするものとする。

2 乙は、乙が主催する（甲から委託を受けて実施する場合を含む。）相談業務において、所有者等による第3条第1号及び第2号の取組に対する相談を実施するように努めるものとする。

3 乙は、その構成員へ第3条に掲げる取組事項に必要な空き家等対策に関する情報の周知等を行うよう努めるものとする。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり、所有者等から知り得た個人情報については、この協定の期間中はもとより、この協定の終了後も第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前に所有者等の承諾を得た場合又は法令に基づく開示を求められた場合については、この限りでない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解除の申し出がないときは、有効期間満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2年10月13日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

豊川市長 竹本 幸夫



乙 名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号

愛知県司法書士会

会長 和田 博恭

